

公害防止管理者制度

(1) 制度の概要

法律の公害防止管理者制度は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により定められています。同法では、特定工場を設置している事業者に対し、自主的な公害防止組織の設置を義務づけることにより、各種生産活動に伴う公害発生の未然防止を目的に、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者の選任を義務付けています。

なお、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令では、公害防止管理者として12種類の資格を定めており、設置施設の区分に応じた資格者を選任しなければなりません。

(2) 特定工場

特定工場とは、以下の2つの要件を満たす工場です。

業種が右欄のいずれかに属している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 電気供給業 ・ ガス供給業 ・ 熱供給業
右欄の施設のいずれかが設置されている法施行令で定める工場である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙発生施設 ・ 汚水等排出施設 ・ 騒音発生施設 ・ 特定粉じん発生施設 ・ 一般粉じん発生施設 ・ 振動発生施設 ・ ダイオキシン類発生施設

(3) 公害防止管理者の資格

資格の種類	
大気関係	第1種公害防止管理者
	第2種公害防止管理者
	第3種公害防止管理者
	第4種公害防止管理者
水質関係	第1種公害防止管理者
	第2種公害防止管理者
	第3種公害防止管理者
	第4種公害防止管理者
騒音・振動関係公害防止管理者	
特定粉じん関係公害防止管理者	
一般粉じん関係公害防止管理者	
ダイオキシン類関係公害防止管理者	

(4) 公害防止統括者等の職務

【公害防止統括者（代理者）の職務】

- ・ 特定施設の使用方法の監視
- ・ ばい煙・汚水・特定粉じん・一般粉じんの処理施設及び附属施設の維持管理
- ・ ばい煙・汚水・特定粉じん・ダイオキシン類の量の測定・記録
- ・ 事故発生，その他緊急時の対応措置

【公害防止管理者（代理者）の職務】

（大気関係）

- ・使用する燃料・原材料の検査
- ・ばい煙発生施設の点検
- ・ばい煙処理施設の操作・点検・補修
- ・ばい煙量，ばい煙濃度の測定・記録
- ・測定機器の点検・補修
- ・事故時における応急の措置の実施
- ・緊急時におけるばい煙量等の減少，ばい煙発生施設の使用制限その他必要措置の実施

（水質関係）

- ・使用する原材料の検査
- ・汚水等排出施設の点検
- ・汚水等処理施設の操作・点検・補修
- ・排水水または特定地下浸透水の汚染状態の測定・記録
- ・測定機器の点検・補修
- ・事故時における応急の措置の実施
- ・緊急時における排水の量の減少その他必要な措置の実施

（特定粉じん関係）

- ・使用する原材料の検査
- ・特定粉じん発生施設の点検
- ・特定粉じん処理施設の操作・点検・補修
- ・特定粉じんの濃度の測定・記録
- ・測定機器の点検・補修

（一般粉じん関係）

- ・使用する原材料の検査
- ・一般粉じん発生施設の点検
- ・一般粉じん処理施設の操作・点検・補修

（騒音・振動関係）

- ・騒音・振動発生施設の配置の改善
- ・騒音・振動発生施設の点検
- ・騒音・振動発生施設の操作の改善
- ・騒音・振動の発生を防止するための施設の操作・点検・補修

（ダイオキシン類関係）

- ・使用する燃料・原材料の検査
- ・ダイオキシン類発生施設の点検
- ・排出ガス・排水処理施設の操作・点検・補修
- ・排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定・記録
- ・測定機器の点検・補修
- ・事故時における応急の措置の実施
- ・緊急時における排出量の減少その他必要な措置の実施

(5) 届出手続

特定工場を設置している者は、公害防止管理者等を選任したときには、その日から30日以内に、その旨を届出書2部（正本1部、写し1部）により沖縄県知事（環境保全課）に届け出なければなりません。

届出に必要な様式、届出期限等

	届出の事項	届出の期限	届出書様式	添付資料
選任	公害防止統括者及びその代理者	選任した日から30日以内	様式第1	
	公害防止管理者及びその代理者	選任した日から30日以内	様式第2、様式第2別紙	資格を証明するもの(下記のいずれかを添付) ・国家試験の合格証書の写し ・資格認定講習の修了証書の写し
	公害防止主任管理者者及びその代理者	選任した日から30日以内	様式第3	資格を証明するもの(下記のいずれかを添付) ・国家試験の合格証書の写し ・資格認定講習の修了証書の写し
死亡・解任	公害防止統括者及びその代理者	解任した日から30日以内	様式第1	
	公害防止管理者及びその代理者	解任した日から30日以内	様式第2、様式第2別紙	
	公害防止主任管理者者及びその代理者	階にした日から30日以内	様式第3	
承継	特定事業者の地位の承継	遅滞なく	様式第3の2	(下記のいずれかを添付) ・法人の登記簿謄本 ・様式第3の3による相続同意証明書と戸籍謄本 ・様式第3の4による相続証明書と戸籍謄本